

議案第18号

**東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について**

東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和7年2月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年東近江市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条の4第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を削る。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「（第15条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の東近江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に基づく国家公務員の制度改正に準じて、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。